

# M O C 通信



## 主な内容

- 研修会開催報告
- 卓球大会開催！！
- 横浜家裁のダイヤルイン方式導入について
- 弁護士業界とIT・広告
- 研修会のお知らせ

『マリン・オフィス・クラブ (Marine Office Club)』（略称：MOC・モック）は、1985年、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」のスローガンの下、神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成されました。定期的な業務研修会やBBQ・スポーツ大会・忘年会等のイベントを企画運営し、会員の親睦とスキルアップを図ることを主な活動内容としています。毎年、研修やイベントを続々と企画していますので、興味のある方は是非ご参加ください。また、ホームページ (<http://moc-lo.net/>) では、本紙面では伝えきれない情報や研修・イベントの案内等を発信し、同時に入会申込、研修申込、質問等も承っております。皆さんからのアクセスお待ちしております。

## ❖ 1月24日、「占有移転禁止仮処分」研修行いました

「難しかった」との感想が多かった今回の研修会。少し反省しています。

冒頭に「占有移転禁止仮処分の手続をやったことのある人」を聞いてみました。なんと21名中2名、「仮処分・・・保全をやったことのある人」がパラパラっと。

保全事件の減少傾向が反映されているのかもしれませんが。

「それじゃ保全の意味も話さなきゃ」と欲張ったのがいけなかったような気がします。

また、占有ってなに？専有との違い・・・所有！・・・保持・・・理屈ぽくなったのも難しくした要因の一つかとも思います。

でも、少しずつ聞いたり、使ったりしていくと何となく理解してこれるものですので、難しかった方、復習のつもりでちょっと我慢してレジメ・資料をもう一度見て下さいね。

今回の研修会で強調したかったのは、準備段階での物件の特定。これは現実の仮処分執行の現場で執行不能など困らないように。

執行期間。これは仮処分決定がただの紙切れになってしまわないように、・・・ちなみにこの執行期間は？執行の着手時は？・・・考えてみましょう。

占有の認定。これは実際に執行官がどこ見て、どう判断するのか。

判断するものがない場合の立会現場で対応はどうするのか。・・・ここは準備段階から必要ですが・・・

この辺りを参加者のみなさんと私の現場での執行官とのやり取りの経験から一緒に考えてみました。

経験談？そうなんです。ここ辺りは文書に出来ないものがありまして・・・

占有の認定を判断するものが何もなかったようなとき、ある聞いたある話。

債務者が反社会的勢力で占有補助者がいて、その時の警察の援助でその刑事が・・・

執行現場に望んだら、年老いた寝たきりのお婆ちゃんがいて・・・

差押えに行った際、債権差押の資料を目にしたりしちゃったした・・・

とだんだん脱線してしまいましたね。

おまけではありませんが、防衛施設局への強制執行の際の執行官の姿、オウム真理教への破産手続開始前の保全処分の執行の裁判所の対応、私が初めて立ち会った明け渡しの執行での気持ち。などなど

もちろん、現場に望む時の私たちの心構えや執行官の社会的役割も外してはならないので話させてもらいましたね。

保全事件としての占有移転禁止仮処分の流れを理解して頂けたかは多少不安の残るものとなりましたが、当初の目的の一つであった私たちが現場で立会を行うこともある仮処分執行の現場では、どのようなことが行われているのかをつかんでもらうことは出来たかなと思っています。

次回、第3回研修会は、この研修会を受けての明渡の強制執行です。この研修会を受けることで、今回の占有移転禁止仮処分執行の意味がより深く理解できると思います。

是非とも、ご参加下さい

横浜法律事務所 塚本聡(講師)

## ❖ 卓球大会を行いました！！

3月1日にMOCの企画として卓球大会を伊勢佐木長者町のハイランドボウルで行いました！！

ボウリング大会が毎年の恒例となっておりましたが、役員会の中で「ボウリング腰痛くなるから、何か違うことしよーよ～」という話がオブザーバーで参加のT本さ〇し氏から

出てきまして、その中でなんと役員のうち3人が元卓球部ということが判明したので、卓球大会にすぐに決定したのでした。

去年開催されました、ロンドンオリンピックでの愛ちゃん達の活躍により人気が再燃しているという話ですので、ちょうど良かったかと思えます。

当日は11名の総当たり戦で、仕事終わりと思えないほどのハッスルプレイがみなさん随所に見られ、とても楽しく卓球をすることができました。

結果はマイラケット持参の元卓球部F氏でした。なんとか私もごさかしい手を使って健闘したのですが振り返りにされました。また卓球大会の企画になったらリベンジしたいです。

卓球の後は近くの「港や」という魚料理が自慢の居酒屋で懇親会を行い、運動のあとの一杯の美味しさを改めて痛感させられました。

横浜合同法律事務所 柳原

### ✿ 横浜家裁のダイヤルイン方式導入について

すでに弁護士会から等のご通知でご存じかも知れませんが、横浜家裁は今年の1月4日よりダイヤルイン方式導入されました。

各係への番号は下記のとおりとなります。

職場での短縮登録などされている方は変更が必要となります。

部署		ポスト・係	ダイヤルイン番号
家事部	訟廷事務室	事件係。但し後見事件については下欄の後見係	045-345-3463
		記録係(記録の閲覧・謄写申請等)	045-345-3464
	書記官室	後見係(後見事件の受付)	045-345-8001
	調停・審判1係		045-345-3473
	調停・審判2係		045-345-3476
	調停・審判3係		045-345-3477
	調停・審判4係		045-345-3474
	調停・審判5係		045-345-3479
	調停・審判6係		045-345-3475
	人事訴訟係		045-345-3480
	財産管理係		045-345-3481
	調査官室	企画調査班	045-345-8015
少年部	訟廷事務室	事件係	045-345-7105
	書記官室	交通係	045-345-7106
	調査官室	企画調査班	045-345-7116
事務局	総務課	庶務係	045-345-3505
		文書係(庁舎見学・広報行事等)	045-345-3506
		資料係(統計等)	045-345-3515
		人事第一係(採用試験等)	045-345-3507
		管理係	045-345-3512
	会計課	経理係	045-345-3513
		用度係	045-345-3514

### ✿ 弁護士業界とIT・広告

弁護士法の改正で弁護士広告が解禁されたのが2000年過ぎで、もう10数年も前のことらしいのですが、同時にこの時期にGoogleが有名になったりしてることを考えるとITの世界は「ドッグイヤー」と言われるように流れが速いなと思います。私がこの世界に入ったのはおそらく2004年だか5年あたりでその当時の事務所のPCはWindows2000がメインでXPもあったかなあという感じでした。

その当時の弁護士広告はとても牧歌的なもので、事務所専用のドメインをとってウェブサイトを立ち上げている事務所は神奈川県内でも割と珍しかったり、そこそ更新していればYahooやGoogleの検索で上の方に表示されたりなどして、ホームページをみて電話をしてくる方がちらほらと見られるようになっていたりしていた頃です。

その頃の弁護士広告のメインといえば、弁護士会が卒を買って募集する弁護士フェスタの名刺広告や事務所報なんかでした。広告の効果を期待するというよりも弁護士会のつきあいだしていたり、依頼者の方に事務所の状況を盆暮れに伝えて、困っていることがあったりしたときに思い出してもらえれば程度の雰囲気ではなかったかと思います。

新人で入所する弁護士が50期台後半で、本庁で1000人弱、川崎支部が3桁行くかという時期ではないでしょうか。弁護士会や市役所の相談経由での依頼もそこそあったようですし、なにより裁判所の近くで看板（とはいっても事務所の窓に電話番号出すくらいですが）だしているとなんとなく飛び込みの依頼があったり、ボス弁やパートナーの先生方は人脈やこれまでの経験と実績で仕事を引っ張ってくるような時代でした。

2005年前後からでしょうか。コンサルタント会社などが司法制度改革に絡んで弁護士業界にマーケティングの手法を持ち込んだセミナー（例えば相談会の開催等）等をちらほらと始めるようになり、インターネットによる情報発信などを積極的に行っていた一部の弁護士の方がそういった流れに乗り始めた時期だったと記憶しています。ただ全般的に危機感があったかといえばそうでもなかったような…。

リーマンショックと過払いバブルによって2008年頃から大きな変化が現れるようになります。ひとつは世間一般的な広告費の水準が低下したことで、大手メディアに対する弁護士広告の出稿のハードルが下がったこと、もうひとつは過払いバブルによって一時的にキャッシュリッチになった事務所がより多くの顧客を求めて、大手メディア（新聞・テレビ・ラジオ・電車広告等）に大量の広告出稿をはじめたことです。

また、以前から細々と続けられていた弁護士個人のブログやホームページに加えて、TwitterやFacebookといったソーシャルメディアが開始されたのもこの時期で、インターネット上で著名な弁護士も増えていきました。そして、GoogleやYahooのインターネット広告に対して上記の法律事務所などが大手メディアと同様に投稿を開始していきました。

こうして、2000年代の終わり頃には、ありとあらゆる場面に弁護士・弁護士の広告が現れるようになりました。インターネット、大手メディア、果てはポスティングのDM、無料セミナー、ソーシャルメディア…、出稿される広告の内容や質も含めて徐々に大きな反響を巻き起こすようになっていきます。

そして、現在、2013年、この話はまだ終わっていません。過払いバブルは終焉を迎えつつあり、固定費や契約期間の問題の多い大手メディアの広告から弁護士広告の撤退も目立つようになりつつあります。それに比して、インターネット広告に対する新規参加者がめざましく増加しており、それに伴ってインターネット広告の効果にも陰りが見えつつあります。

また、単に広告を出せば問合せが来るような時代は去り、広告の中身・商品サービス（敢えて「商品」という言葉を使いましたが）で勝負するような傾向も見られます。

こうした時代の流れが果たしていいことなのか悪いことなのかは正直誰にも分かりませんが、今後、この業界(?)に身を置いている限り無関心ではいられないことだけは確かです。



## ◆研修会のお知らせ◆

日時；5月24日(金)19時～※研修後、懇親会を行います。

場所；JR町田駅周辺(予定)

内容；書類の取り寄せ(初級者)

今回の研修会は、相模原支部地域で行います。

私たちは、仕事上、多くの「書類」に囲まれています。業務を遂行する上で、書類は欠かせないものですね。そこで今回は、私たちがよく目にする戸籍・住民票、登記簿等や、そうそう頻繁には目にしないけれどしばしば必要になる、例えば、評価証明や公課証明、戸籍届出書類の記載事項証明書などの、書類の取り寄せ方を中心に研修を行いたいと思います。

また、公課証明など私たちがあまり目にしない書類については、その書類にはどんな内容が示されていて、どのような場面で使われるのかもあわせてご紹介したいと思っています。会員外の方も大歓迎ですので、マリンオフィスクラブのホームページから申込書をダウンロードしFAX、もしくはメールにてお申込み下さい。

## ◆このテーマで研修会を行うということで、調べてみました！

### ◇「書類」の保存期間◇

書類によって様々で、すべて頭には入りませんが、保存している年月にも期限があることは知っておく必要があります。私たちがよく扱う書類の保存期間を抜粋で一覧にしましたのでご活用ください(平成25年3月現在)。

#### 戸籍・住民票等

除籍	除籍の翌年から150年 (H22.6.1戸籍法施行規則改正により保管期間延長)
改製原戸籍	・昭和23年式戸籍 [昭和32年法務省令第27号] 150年 ・平成6年式戸籍 [平成6年法務省令第51号付則 第2条第1項] 150年
除附票	5年
改製原除票	5年
除票	5年

#### 不動産に関する書類

閉鎖登記簿謄本	(土地)50年 (建物)30年 (注)昭63.6.30までに閉鎖になったものは、土地・建物ともに20年
全部抹消された共担目録	10年
抹消された信託目録	20年
土地所在図・地積測量図	30年(平20.7.21以前に閉鎖されたものは5年)
建物図面・各階平面図	30年(平20.7.21以前に閉鎖されたものは5年)
登記申請書、添付書類	平20.7.22以降は受付の日から30年 平20.7.21以前の受付のものは、表示に関する申請情報5年、権利に関する申請情報10年

評価証明書・公課証明書	10年(横浜市・川崎市) 5年(相模原市・小田原市・横須賀市) ※ 市町村によって異なる
-------------	--

商業(法人)登記簿

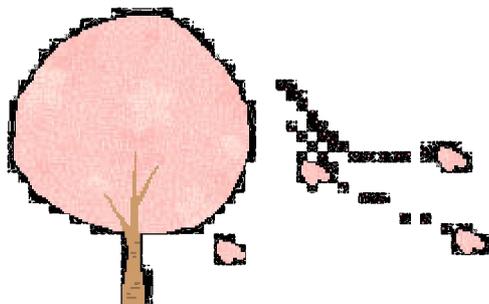
閉鎖登記簿謄本	20年
閉鎖役員欄抄本	20年
登記申請書・添付書類	5年

裁判資料

民事・家事確定記録	5年
その他の記録(競売・債権・保全等)	5年
判決などの原本書類	50年(判決) 30年(和解調書・調停調書・審判書)
刑事確定記録	事案ごとの言渡し刑期により保管期間が異なる。 裁判書は50年。

その他

事故証明	人身事故5年、物損事故3年
閉鎖後見登記	永久保管



M O Cでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。ホームページまたは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

M O C 通信 2013年3月 No153

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 丸山賢太郎

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所 事務局鈴木英美子

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123